

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更概要

令和5年8月31日

日吉津村建設産業課

1 変更の趣旨

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）が令和5年4月1日から施行されたのに伴い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）の一部が改正された。

主な改正点は、①「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化、②「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」が「農用地利用集積等促進計画」に一本化、③効率的かつ安定的な農業経営を行なう「担い手」のほかに「農業を担う者」の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項の追加等である。

また、今回の基盤法の一部改正に伴い、基盤法の基本要綱が一部改正され、基盤法第5条の規定により都道府県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び基盤法第6条の規定により市町村が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に定めるべき事項が変更された。

さらに、改正法附則第2条第2項の規定により、改正前の基盤法の規定により策定された基本構想については、改正法の施行日から起算して6月を経過する日までにこれを変更する必要があるため、本村においても、今回の基盤法の一部改正、変更後の鳥取県の基本方針の趣旨及び関係機関等からの意見聴取の結果を踏まえ、現行の基本構想の一部を変更するものである。

2 主な変更点

今回の基本構想の主な変更点は、以下のとおりである。

1. 農業を担う者の確保・育成に関する事項を追加し、確保及び育成の考え方や本村が主体的に行う取組等について記載した。
2. 農業経営基盤強化促進事業の中に「地域計画推進事業」を新たに位置付けるとともに、地域計画推進事業に関する事項として、協議の場の設置方法や地域計画の区域の基準等について記載した。
3. 農業経営基盤強化促進事業のうち利用権設定等促進事業については、基盤法の一部改正に伴って廃止されることとなったが、改正法附則第3条第1項の規定により、経過措置期間中において、地域計画が策定されるまでの間は、その

策定等に配慮しつつ、同事業を活用した農用地の集積・集約化を進めることができるよう記載を追加した。

※変更部分は、基本構想本文に赤字で表示

3 その他

法令により、基本構想は、概ね5年ごとに見直すこととされており、本村においては、令和7年度に数値目標等、全体的な見直しを行う予定としているため、今回は、基盤法の一部改正に伴って最低限必要となる部分の変更にとどめる。